

平成29年度 事業報告

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

公益社団法人 富山県バス協会

平成29年度の経済情勢は、予てからの経済政策により、前年度に引き続き緩やかな回復基調を維持し、雇用・賃金は改善傾向を示しています。

このような状況の中、北陸新幹線開業後の観光需要は、ほぼ落ち着きを見せているものの、外国人観光客への案内誘導等、その対応が求められています。

一方バス事業では、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」85項目は、本年度内に全て実施されました。

その一環として、民間指定機関の設立による貸切バス事業者への巡回指導と、貸切バス事業許可の更新制度がそれぞれ実施され、今後は、貸切バス事業者としての無事故への取り組みにつき、より高い意識が求められています。

富山県バス協会は、今後も、会員事業者が適正な事業運営が図れるよう支援し、バス事業の発展に向けて鋭意取り組んで行くこととしています。

平成29年度の事業概要は、次のとおりであります。

事業の概要

1. 乗合バス事業

富山県内における乗合バス輸送人員は、平成25年度までの緩やかな漸減傾向から、平成26年度には微増ではあるものの、久方ぶりの増加傾向を示し、以降、漸増傾向にあります。

平成27年3月の北陸新幹線開業以来、新たな高速バス路線及び観光バス路線開設等により観光地への来訪者が増加し、二次交通等の利用者も増加したものと考えられます。

今後は観光客のリピーター需要の掘り起こしが課題と考えられます。

2. 貸切バス事業

「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」により、貸

切バス事業者への巡回指導を行う民間指定機関が設立され、バス協会会員事業者6社が巡回指導を受けました。

また、貸切バス事業の許可更新制度においても本年度より許可更新の審査が進められ、6社が許可更新されました。

当協会としても、事業者側の対応が後手に回らぬようこれからも注視して行く事としています。

一方、貸切バスの新たな運賃・料金制度が平成26年度から施行され、自治体・旅行者・旅客等に周知・理解を求めべく広報活動を会員事業者と共にこれまで進めてきました。貸切バスの安全確保と健全な経営基盤確立のため、更には貸切バス事業の発展のため制度を遵守することがバス事業者にも今後引き続き求められているところであります。

また、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」においては、平成29年度末には会員事業者16社が認定を受けることとなり、内7社は三つ星、3社は二つ星、6社が一つ星のそれぞれ認定を受けています。今後もこの取り組みを広げ、貸切バス事業の振興に生かすべく努力をしていくこととしています。

3. 運輸事業振興助成交付金事業の推進

平成29年度において運輸事業振興助成交付金を活用し、バス旅客運輸事業の振興を積極的に展開しました。

具体的な事業は、以下のとおりです。

- (1) 9月20日「バスの日」に因んだ行事として、バスのイメージアップと利用促進を図るべく「バスの日」PRティッシュを作成し、当日バスをご利用されたお客様及び関係乗車券発売窓口で配布、また富山駅前・高岡駅前バスターミナルにおいても配布いたしました。
- (2) 事業者のバス車両購入・改良、バス停留所上屋・標識改善、バス利用者用時刻表作成等、利用者利便の向上に資する施設整備等事業に助成を行いました。
- (3) 安全運行の確保に関する事業として、運転者の適性診断（初任・一般・適齢・カウンセリング）、運行管理者（基礎・一般）講習会、整備管理者選任後研修、運輸安全マネジメント研修会等の助成を実施しました。
- (4) 交通安全意識の高揚と事故防止の徹底を図ることを目的に、安全運転中央研修所及び旅客自動車ドライバー安全運転研修所（クレフィール湖東）へ会員事業者の運行管理者・運転者を派遣しました。
- (5) 長年に亘る運転無事故者等の優良従業員を表彰することによりその功績を称え、運輸業務に資するべく従業員の意識向上を図りました。
- (6) 日本バス協会の中央事業である「人と環境にやさしいバス普及事業」の活用を積極的に会員に推進し情報提供をするとともに、会員のその制度活用

に際し、所要の手続きを行いました。

4. 環境対策の推進

地球温暖化ガスの削減及び大気汚染の改善に資するため、国の行う10月の「自動車点検整備推進運動」に連携して、日本バス協会と共に10月・11月の2か月間を「バスの環境対策強化期間」として実施しました。

また、11月を「エコドライブ強化月間」として、アイドリングストップ等の取り組みを行いました。

5. 安全輸送対策の推進

(1) 全国交通安全運動及び交通安全県民運動並びに年末年始の輸送安全総点検に積極的に参加することとし、本運動に際し乗合・貸切合同委員会(3月28日・7月11日・9月6日・12月5日)においてそれぞれ運輸支局及び警察当局より講師を招いて研修会を開催しました。

併せて本運動に際し、啓発活動の一環として関連ポスター・リーフレットの配布を行いました。

(2) 運行管理者研修の実施について自動車事故対策機構からの通知を受けて全会員事業者に周知を図りました。

(3) 整備管理者選任前・後研修について運輸支局からの開催通知に基づき研修推進のための周知を図りました。

(4) バスの車内事故防止を図るため、7月を「車内事故防止キャンペーン」期間として取り組みました。

(5) 秋の全国交通安全運動期間中に併行実施される「飲酒運転防止週間」を会員事業者に周知し、飲酒運転撲滅運動を展開しました。

(6) 新春を迎え無事故意識高揚を図るべく、富山運輸支局及び富山県警から講師を招き研修会(新春懇談会)を開催し、併せて、記念講演会を行いました。

(7) 富山県の消防・防災研修施設である四季防災館を活用して防災・救急救命研修会を開催し、防災座学、地震体験、消火訓練、煙体験、AEDを活用した救命訓練等(平成29年12月、全7回、133名参加)を実施しました。

(8) 自動車事故対策機構より講師を招いて「安全教育研修会」を開催。運行管理者・運転者等(平成30年1月～2月、全8回、117名参加)が積極的に研修に取り組みました。

6. 広報活動の推進

- (1) ホームページにより、富山県バス協会の活動を適宜紹介するとともに、特に交通安全運動を積極的に推進すべく広報活動を展開致しました。また、バス協会の定款及び平成28年度事業報告書・収支決算書・平成29年度事業計画書・収支予算書等関係事項を掲載しました。
- (2) バス運転者不足問題への対応として、バス運転者イメージアップポスター掲出事業（路線バス・電車・鉄道駅等）第4弾を実施しました。

7. 労働問題への対応

- (1) 平成30年春季労使交渉について、円滑な交渉を図るため日本バス協会からの関連情報を収集し提供しました。
- (2) バス運転者不足問題を解消すべく北陸信越運輸局管内において官民一体で組織する「バス運転者確保対策会議」にて、意見・提言を行いました。
- (3) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」及び労働関係法令等の周知を図るべく、行政当局の指導を仰ぎながら遵守のための取り組みを進めました。
- (4) 平成30年3月、日本バス協会において「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」が取りまとめられました。当プランでは、2024年度からの適用が予定されている自動車運転業務における残業の上限規制と、将来的には一般則の規制水準に向けた事業者の取り組みが求められます。

8. その他

- (1) 平成30年度税制改正及びバス事業関連事項の要望等について日本バス協会を中心として関係政党及び関係省庁並びに地方自治体等に要望書を提出しました。
- (2) ハイペースで訪日外国人旅行客数が伸びる中、万全な受け入れ態勢を調える上での現状と課題を把握・共有し、必要な手立てを迅速に講じるべく、北陸信越運輸局管内において官民合同による「訪日外国人旅行者の受入れに向けた北陸信越ブロック連絡会」にて意見・提言を行いました。
- (3) 平成30年3月、日本バス協会において「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」が策定されました。当プランでは、訪日外国人観光客を取り込んだ便利で利用しやすいバスサービスの実現を目指し、バス事業におけるハード・ソフト両面に互る施策が盛り込まれており、会員事業者に啓発することとしています。
- (4) 県内各市町村の地域公共交通会議に出席し、各地域の交通計画等その動向

と情報の把握に努め、意見・提言を行いました。

平成29年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので附属明細書は作成しません。